

スクールソーシャルワーカーが相談対応する 児童虐待の実態と実践課題

—配置型と派遣型の活動形態に焦点化して—

奥村賢一*

要旨 近年、児童相談所への児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿るなか、スクールソーシャルワーカーの虐待事例に対する支援役割の期待は極めて高い。そこで本稿では、A県で活動するスクールソーシャルワーカーを対象にアンケート調査を行い、スクールソーシャルワーカーが相談対応する児童虐待の実態を明らかにするとともに、活動形態による比較から今後の学校ソーシャルワークにおける実践課題を検討した。

その結果、配置型と派遣型ともに相談対応件数の虐待事例は約3割となっており、なかでもネグレクトの相談件数が約50%以上を占めていることが明らかとなった。そのうえで、それらの事例への児童相談所の関与が極めて少ないことから、学校のネグレクト対応の強化が必要となる一方、配置型と派遣型でスクールソーシャルワーカーが重点的に取り組むべき実践への認識が異なることから、活動形態に応じた学校ソーシャルワークの体系化が今後の課題となることを示した。

キーワード スクールソーシャルワーカー、児童虐待、相談対応、活動形態

1. はじめに

厚生労働省（2014）によると2013年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は7万3,765件に上り、前年度比で約11%の増加となっている。わが国では急速に少子化が進むなか、児童相談所に寄せられるこれらの相談は増加の一途を辿り止まるところを知ら

ない。被虐待児の年齢別構成割合をみると、学齢期（小中学生）に占めるその割合は全体の約50%となっており、就学前よりも多い¹⁾結果となっている（内閣府 2013）。このような状況のなか、児童生徒の日中活動の場である学校がセーフティネットや学びの場として機能していくことは、虐待から児童生徒を救済することにおいて非常に重要な役割がある（山下・石井

*人間社会学部・准教授

2006:26)。児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)の第五条では、学校(教職員)に対し児童虐待の早期発見や防止等の責務が明記されているが、学校現場や教育行政機関のなかには、児童虐待は家庭の問題であるとして、学校(教職員)が関与することへの懐疑的な見方やそうした問題を取り扱うのは福祉領域であり学校は無関係であるという姿勢も少なくないのが現状である(玉井 2013)。しかし、学校(教職員)は児童虐待に関する専門的な知識や技術を十分に持ち合わせておらず、早期発見や防止等の対応を適切に行うには限界がある。また、児童虐待ではその後の対応において学校だけでなく関係機関との連携も重要となることから、校内の体制作りおよび福祉機関との協働が必要不可欠である(西野 2009:28)。

一方で、児童虐待の対応を巡っては、学校と児童相談所の連携上の課題が数多く指摘されており²⁾、その背景には福祉と教育という管轄や専門性の相違など多くの要因があることを推察できる。児童生徒の人権や教育、さらには健康的な成長・発達を保障していくことを目指す同じ専門職でありながら、これらの齟齬や誤解は協働を阻害する課題として双方に大きく立ちはだかる(戸田 2013:111)。加えて、不登校、いじめ、非行など教育問題の背景には、多くの場合で児童虐待が一要因として存在していながら、学校現場ではそのことが十分に認識されておらず、これらに対する具体的な手立てがとられていない(金澤 2005:45)。

このような状況のなか、2008年度に文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始してスクールソーシャルワーカーの配置を全国的に推進したことで、学校の児童虐待問題への対応においても大きな期待が寄せら

れている。スクールソーシャルワーカーの活用で文部科学省が示す趣旨のなかでは、いじめ、不登校、暴力行為と並んで児童虐待を児童生徒が抱える問題の一つとして捉え、スクールソーシャルワーカーにも教職員と同じく児童虐待防止に向けた専門的支援での役割を求めている。ただし、それらは単なる児童虐待の問題解決に向けられたものではなく、スクールソーシャルワーカーは常に児童生徒の教育保障に目標を定め、わが国の学校教育制度・文化を基盤とした学校ソーシャルワーク実践を展開していかなくてはならない(門田 2010:96)。近年、スクールソーシャルワーカー活用事業の普及拡大に伴い、わが国における学校ソーシャルワーク研究も広がりを見せてはいるが、児童虐待に焦点を当てた学校ソーシャルワークに関する研究は希少である。これまでの先行研究としては、児童相談所と小学校の連携におけるスクールソーシャルワーカーの役割(高良 2008)や児童虐待と子どもの貧困との関連性(金澤 2009)および事例研究(野尻 2011)、または児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割から見る機関連携のあり方(田辺 2011)やスクールソーシャルワーカーの虐待対応での有効性(野田 2006)などがある。さらに、スクールソーシャルワーカーに関する量的調査では、日本学校ソーシャルワーク学会(2011)や山野(2014)による全国実態調査などが挙げられるが、スクールソーシャルワーカーを全体的に捉えたものであるため児童虐待に焦点化して実施されたものではない。また、全国的にはソーシャルワーカーの専門資格である社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者の割合が半数程度³⁾であることから、適正なる学校ソーシャルワーク実践に関する回答として妥当であるとは言い

難い。加えて、これらの回答は教育委員会や学校によるものであるため、スクールソーシャルワーカーの専門的立場から学校ソーシャルワーク実践の実態を明らかにされてはいない。児童虐待という社会問題が深刻化するなか、これらが児童生徒の学校生活に大きく影響し、教育を受ける権利を著しく侵害する状況であることを鑑みると、学校現場で支援を要する児童虐待の実態を明らかにしたうえで、学校ソーシャルワークを展開していくための実践課題とスクールソーシャルワーカーの専門的役割を検討していくことが求められる。

II. 研究目的

本研究は、児童虐待における学校ソーシャルワーク実践を体系化していくための基礎的研究として、スクールソーシャルワーカーが学校現場において相談対応を行う虐待事例の実態を明らかにしたうえで、児童虐待防止に向けた学校ソーシャルワークの実践課題を示すことを目的とする。今日のスクールソーシャルワーカー活用事業は、全国的に各自治体の状況に応じて実施されているが、本研究ではスクールソーシャルワーカーの活動形態による比較を中心に実態調査の分析を行う。また、学校現場においてスクールソーシャルワーカーが虐待事例への相談対応を行う際、機関連携は極めて重要であることは明らかであるが、今回は特に児童相談所との連携に向けた課題についても検討していきたい。これらは学校現場で実際に児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを対象として調査を行い、児童虐待防止に向けて重点的に取り組むべき支援についても明らかにしていきたい。

III. 研究方法

1. 調査対象と方法

2012年度にA県内の教育委員会および学校等において活動を行うスクールソーシャルワーカーを調査対象とした。A県は全国的にみて社会福祉士や精神保健福祉士の採用率が高く、今回のアンケート調査においてもソーシャルワークの専門的視点から回答を得ることが期待できる。また、A県内の各教育委員会ではスクールソーシャルワーカーの主要な活動形態とされる指定校配置型⁴⁾、学校派遣型⁵⁾、中学校区拠点巡回型⁶⁾のいずれかで事業を進めていることから、これらの配置形態による量的差異について明らかにしていく今回の調査に適していることなどをサンプリング根拠とした。そのうえで、当該年度にスクールソーシャルワーカー活用事業を実施する24市町で活動を行うスクールソーシャルワーカー（42名）を調査協力者としてアンケートへの回答を依頼した。

調査方法については、無記名自記式質問紙調査を採用した。アンケートの回答期限は2012年3月から同年5月までの2か月間とし、2011年度（2011年4月から2012年3月までの12か月間）の活動実績に基づいて回答を求めた。

2. 倫理的配慮

アンケート調査の実施にあたり、調査対象となるスクールソーシャルワーカーならびに所属する各市町教育委員会には、①本調査研究の趣旨説明、②個人情報の取り扱いに関する守秘義務の遵守、③回収データの研究目的以外での不使用、④返送された調査票の厳重保管ならびにデータ破棄、以上の①から④に関する誓約等を記した文書を調査票と併せて同封した。アン

ケートの回答は任意とし、調査への協力に同意する場合にのみ調査票の返送を求めた。

3. 調査内容と分析方法

調査項目は、①調査対象者の基本属性（性別、年齢、資格、スクールソーシャルワーカーとしての実務経験、勤務日数、1日あたりの平均活動時間、活動形態）、②担当学校数、③相談対応件数、④相談対応件数に占める児童虐待（疑いを含む）事例の件数、⑤児童虐待（疑いを含む）事例の虐待種別、⑥児童虐待（疑いを含む）事例への児童相談所の介入件数、⑦児童虐待事例への相談対応においてスクールソーシャルワーカーが重点的に取り組むべき支援について尋ねた。なお、②から⑦にかけては直接的な支援を中心とする指定校学校配置型と中学校区拠点巡回型を「配置型」、間接的な支援を中心とする学校派遣型を「派遣型」に分類して分析を行う。アンケート調査により得られた量的データはSPSS20.0を使用している。今回は少ないサンプルより基礎的研究を行うことから、調査結果については単純集計およびクロス集計から分析を行った。

IV. 研究結果

1. 回収状況および調査対象者の基本属性

調査票は29名より回収され、外れ値が確認された1票を除いた28票を有効回答（有効回収率は66.7%）として取り扱うこととした。

調査対象者の性別は、男性が35.7%、女性が64.3%であった。年齢は20歳以上30歳未満が最も多く（42.9%）、次いで30歳以上40歳未満（32.1%）、40歳以上50歳未満（25.0%）の順となっている。スクールソーシャルワーカーが

保有する資格では、社会福祉士（96.4%）、精神保健福祉士（60.7%）となっており、調査対象者の全員が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の有資格者であった。なお、このうち57.1%が社会福祉士と精神保健福祉士の両資格を有していた。その他の資格では、介護支援専門員（32.1%）、ホームヘルパー、教員免許（ともに28.6%）、介護福祉士（14.3%）、幼稚園免許（10.7%）、保育士免許（7.1%）の順となっていた。スクールソーシャルワーカーの実務経験では、3年以上が全体の60.7%を占めている。また、実務経験が2年未満のスクールソーシャルワーカーは39.3%であった。勤務日数は週5日（7.1%）、週4日（42.9%）、週3日（7.1%）、週2日（14.3%）、週1日（28.6%）となっている。同じ県内においても勤務日数の多い群（週4日以上）と少ない群（週2日以下）に差異が生じていることが分かる。一日あたりの平均活動時間は、8時間（39.3%）もしくは6時間以上8時間未満と答えたのが全体の71.4%となっているが、2時間以上4時間未満（10.7%）や4時間以上6時間未満（17.9%）など短い時間で活動をしているスクールソーシャルワーカーも約3割を占めている。活動形態では、学校派遣型が42.9%と最も多く、指定校配置型と中学校区拠点巡回型は共に28.6%であった。

2. 担当学校数および相談対応件数

スクールソーシャルワーカーの担当学校数および相談対応件数の平均値を配置型（指定校配置型・中学校区拠点巡回型）と派遣型（学校派遣型）で比較した。まず、担当学校数については、配置型は小学校が3.0校（±2.4）、中学校が1.9校（±1.7）、合計で4.9校（±3.8）であった。一方、派遣型は小学校が17.4校（±14.1）、中

学校が9.4校（±5.9）、合計で26.8校（±19.8）であった（図1）。配置型は学校や校区を指定して活動する形態であるが、標準偏差を見る限りでスクールソーシャルワーカーによって担当する学校数にばらつきがあることが分かる。一方、派遣型の場合は所属する市町村の学校数や児童生徒数などの規模による違いが標準偏差に表れている。

次に、相談対応件数の平均値を比較すると、配置型では小学校が28.9件（±31.5）、中学校が23.8件（±8.8）、合計で52.6件（±36.7）、派遣型では小学校が25.6（±17.1）、中学校が27.2（±12.7）、合計で52.8（±24.7）という結果であった（図2）。配置型は小学校からの相談が多いのに対し、派遣型では対照的に中学校からの相談が多い。平均値はほぼ同じであるが、標準偏差のばらつきは非常に大きい結果となった。小学校・中学校を合わせると、配置型・派遣型と

もに最大値で100件以上の対応がある一方で、最小値は10件程度となっており、スクールソーシャルワーカーにより相談対応件数に開きがある結果が示された

3. 相談対応件数に占める虐待事例とその種別

スクールソーシャルワーカーの相談対応件数に占める虐待事例については、児童虐待の防止等に関する法律の第五条において学校ならびに教職員の早期発見に努力義務、第六条では虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通告義務が定められていることから、本調査では「虐待の疑い」を含めて虐待事例として回答を求めた。

その結果について活動形態別に平均値をみると、配置型では小学校が10.1件（±13.2）、中学校が6.1件（±7.5）、合計で16.1件（±19.7）、派遣型では小学校が8.0件（±8.7）、中学校が7.7件

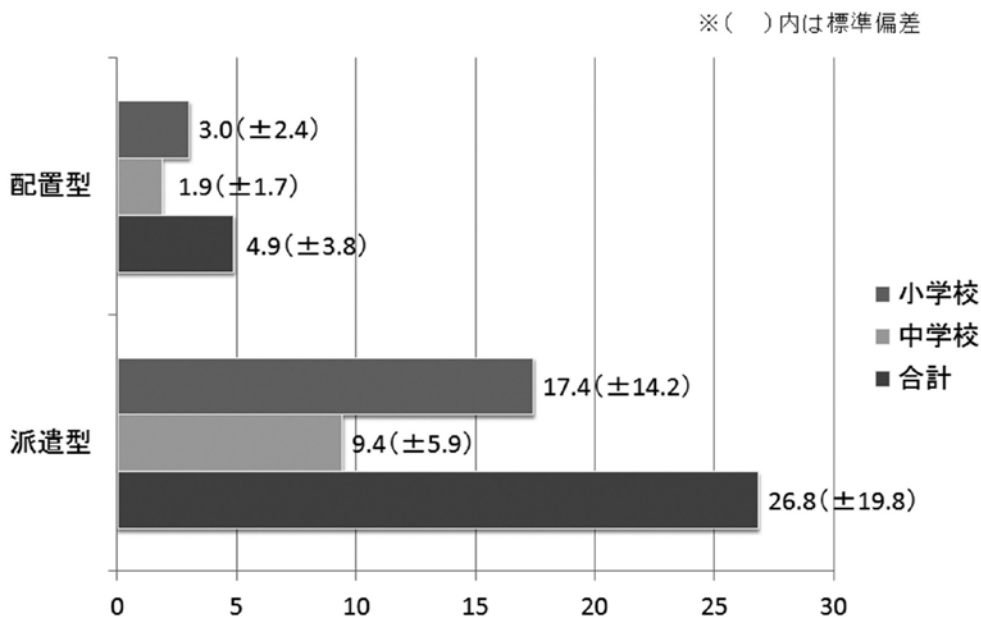


図1 担当学校数の平均値

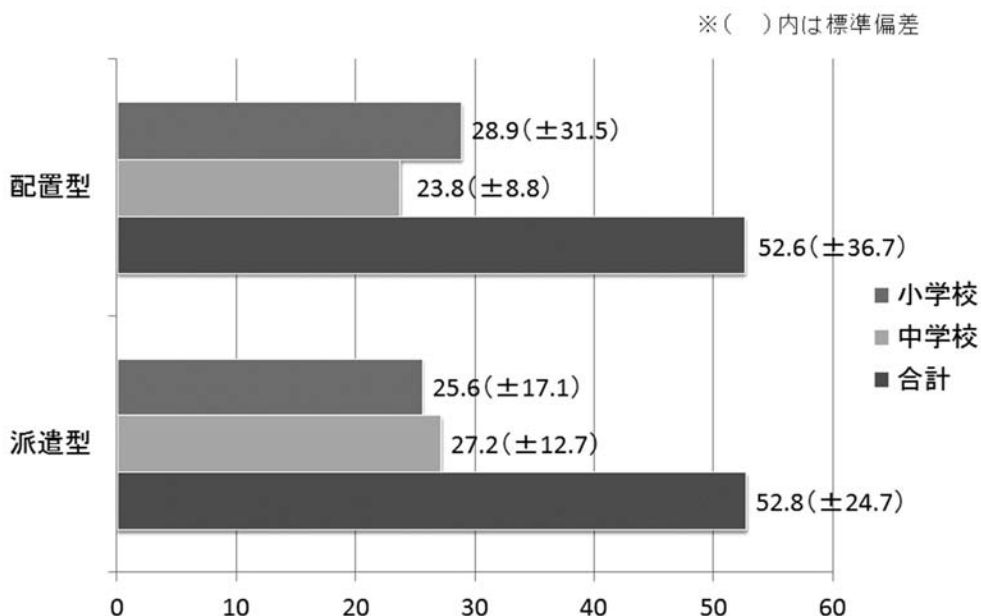


図2 相談件数の平均値

(±5.7)、合計で15.7件 (±12.8) となっており、配置型・派遣型ともにスクールソーシャルワーカーに寄せられる相談対応件数の約30%が虐待事例であることが明らかとなった。また、どちらも小学校の方が相談対応件数に占める虐待事例の割合が高いことが示された (図3)。

虐待事例における種別割合は、活動形態を問わず小学校・中学校ともにネグレクトが最も多く50%を超えていた。小学校では配置型よりも派遣型の方がよりネグレクトの割合が高く、全体の63.9%を占めている。二番目に多いのは身体的虐待であるが、心理的虐待との差は僅かである (図4-1)。中学校では配置型・派遣型ともにネグレクトに次いで心理的虐待が多い結果となった。小学校に比べ身体的虐待と心理的虐待の差が開いており、配置型の方がより顕著に増加していることがわかる (図4-2)。性的虐待は小学校・中学校ともに件数は少ない

ものの、中学校においてはその割合が増えている。また、小学校と中学校を合計した場合、派遣型の方が性的虐待の割合が高い (図4-3)。

4. 虐待事例に対する児童相談所の相談対応状況

スクールソーシャルワーカーに相談が寄せられた虐待事例のうち、その時点で既に児童相談所による相談対応が行われていた事例について回答を求めた。なお、過去に相談対応が行われていたが、アンケート回答時には支援が中断または終結していた事例については対象外とするよう回答者に依頼した。

まず、全体的な結果を概観すると性的虐待を除いては、校種 (小学校・中学校) に関係なく各活動形態の傾向が類似していることがわかる。スクールソーシャルワーカーが相談対応する虐待事例は、配置型に比べて派遣型の方が児

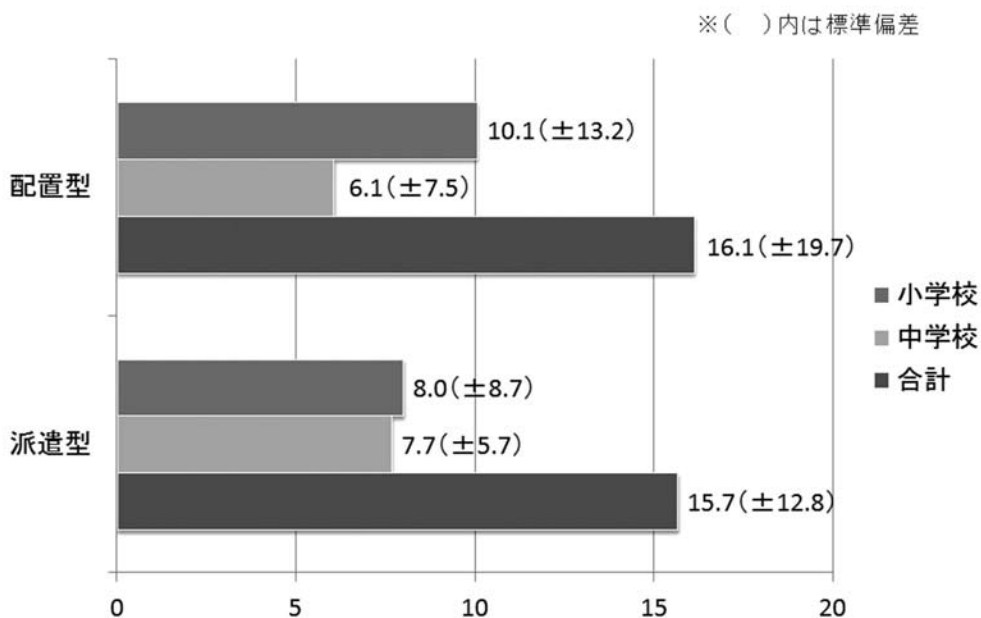


図3 相談件数に占める虐待事例

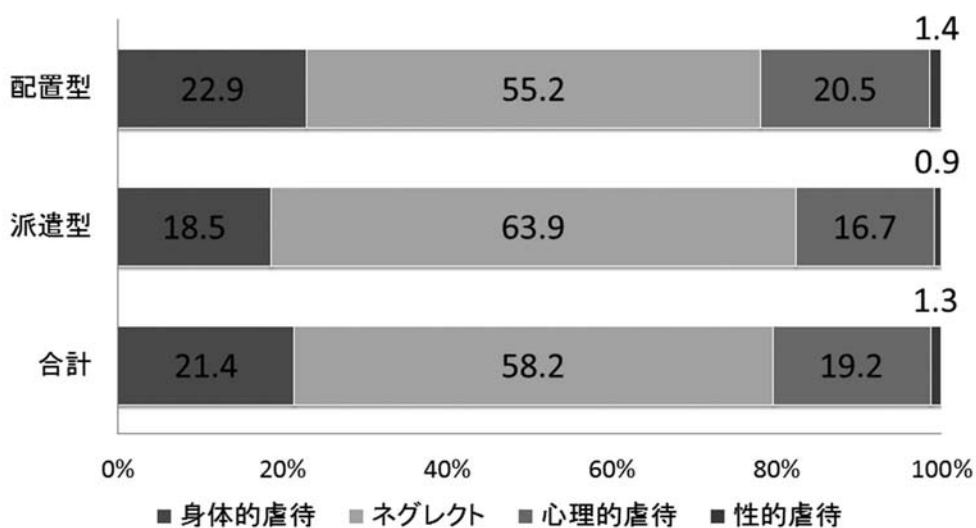


図4-1 虐待種別割合 (小学生)

童相談所による相談対応の割合が全体的に高いことも示された (図5-1、図5-2)。

次に、虐待種別では配置型・派遣型ともに最も児童相談所が相談対応しているのは身体的虐待

となっている。ただし、その割合については配置型が35.4%に対して派遣型が65.0%となっており、活動形態による違いが顕著となっている。対応件数そのものが少ない性的虐待を除

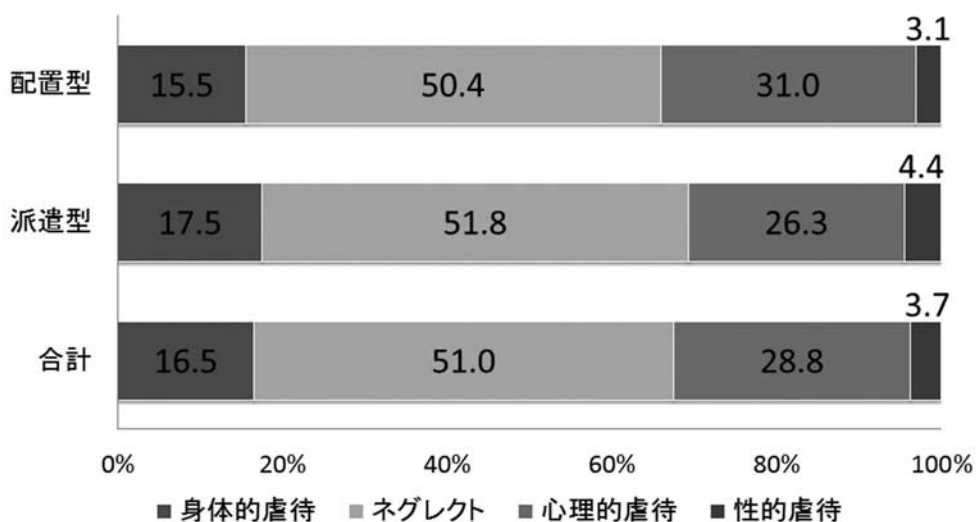


図4-2 虐待種別割合 (中学生)

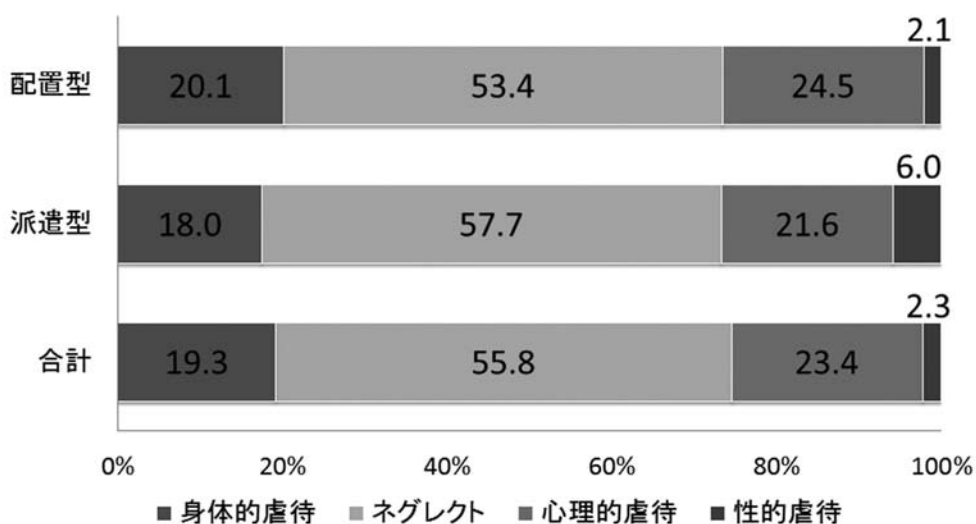


図4-3 虐待種別割合 (合計)

き、ネグレクトと心理的虐待で双方を比較しても、配置型より派遣型の方が児童相談所の相談対応の割合は高い傾向となっている。それでも身体的虐待とは異なり、ネグレクトが24.6%、心理的虐待が33.3%と低調な数値となってい

る。配置型においてはネグレクトと心理的虐待の約9割が児童相談所の相談が未対応となっている (図5-2、図5-3)。

最後に、校種で比較をした場合、身体的虐待に次いで児童相談所による相談対応が多いの

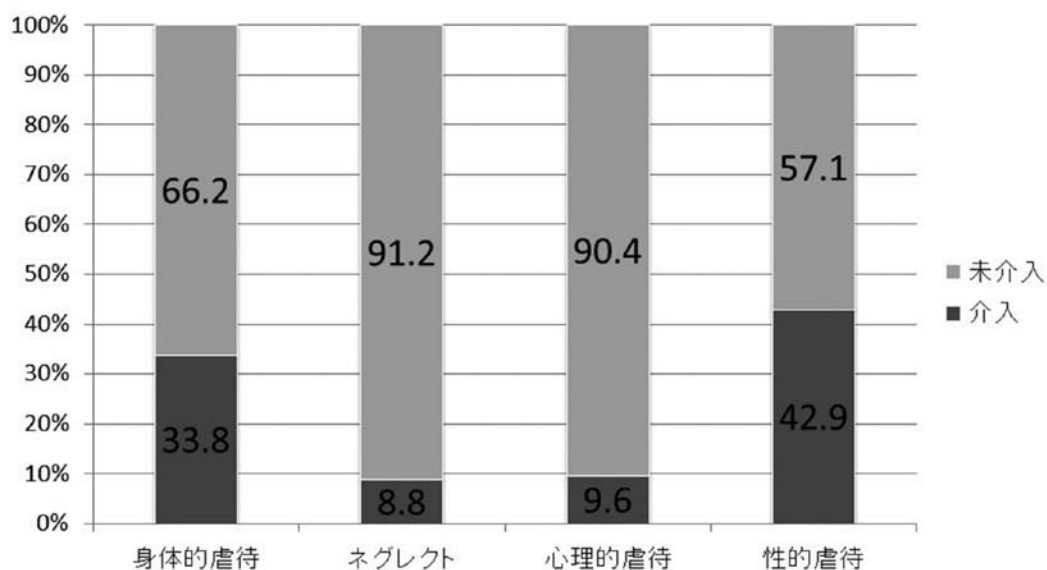


図 5 - 1 児童相談所の相談対応状況（合計）／配置型

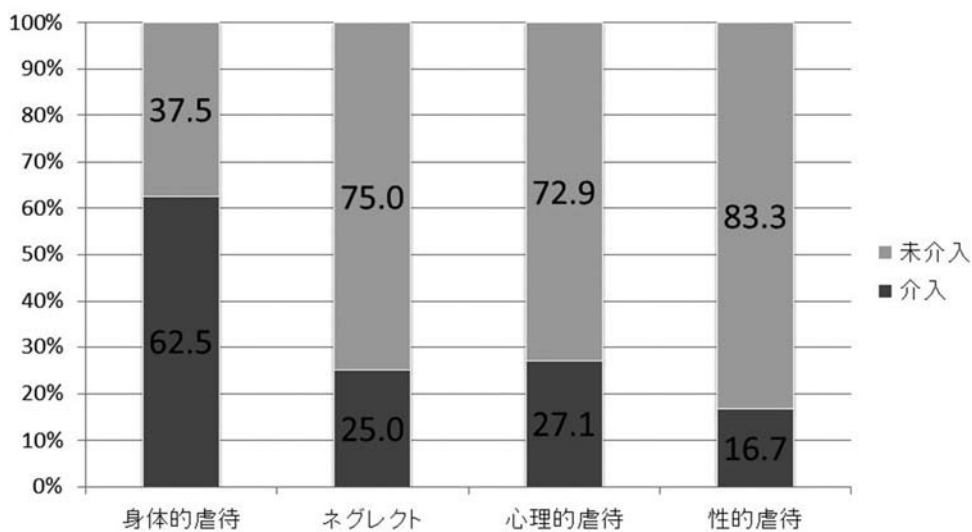


図 5 - 2 児童相談所の相談対応状況（合計）／派遣型

は、小学校では配置型・派遣型ともに心理的虐待であるのに対し、中学校ではネグレクトとなっているが、これらの割合は極めて低いことから、学校現場においてスクールソーシャル

ワーカーが相談対応する虐待事例のなかでも、特にネグレクトと心理的虐待は児童相談所による対応が少ない傾向が示された。

5. 児童虐待防止に向けたスクールソーシャルワーカーの専門的役割

児童虐待防止に向けてスクールソーシャルワーカーに求められる専門的役割のうち、特に強化すべきと考えるものを5つ選択して回答を求めた(表2)。

その結果、最も多く回答を得たのは「アドボカシー活動」で配置型・派遣型ともに75.0%であった。「ネットワーキング」(全体64.3%、配置型62.5%、派遣型66.7%)、「アセスメント」(全体60.7%、配置型56.2%、派遣型66.7%)は活動形態を問わず高い数値を示している。一方、活動形態により評価が分かれたものもいくつか見られた。配置型では「コンサルテーション」(全体35.7%、配置型43.8%、派遣型25.0%)、「研修活動」(全体35.7%、配置型50.0%、派遣型16.7%)などを重視していることが示された。一方、派遣型では「アウトリーチ」(全体64.3%、配置型43.8%、派遣型91.7%)、「コーディネート」(全体42.9%、配置型31.2%、派遣

型58.3%)、「ケース会議」(全体41.7%、配置型25.0%、派遣型41.7%)などが割合として高い結果となった。

対照的に、低い回答となった項目を見ると、配置型ではケースマネジメントプロセスに含まれる「インターベンション」(全体3.6%、配置型0.0%、派遣型8.3%)と「モニタリング」(全体3.6%、配置型0.0%、派遣型8.3%)、派遣型では「啓発活動」(全体7.1%、配置型12.5%、派遣型0.0%)が特に低い数値を示した。また、「啓発授業」(全体0.0%、配置型0.0%、派遣型0.0%)を強化すべきと回答したものは皆無であった。

V. 考察

1. 児童虐待に対する学校ソーシャルワークの視点

1) 相談対応事例と児童虐待の関連性

A県内で活動するスクールソーシャルワー

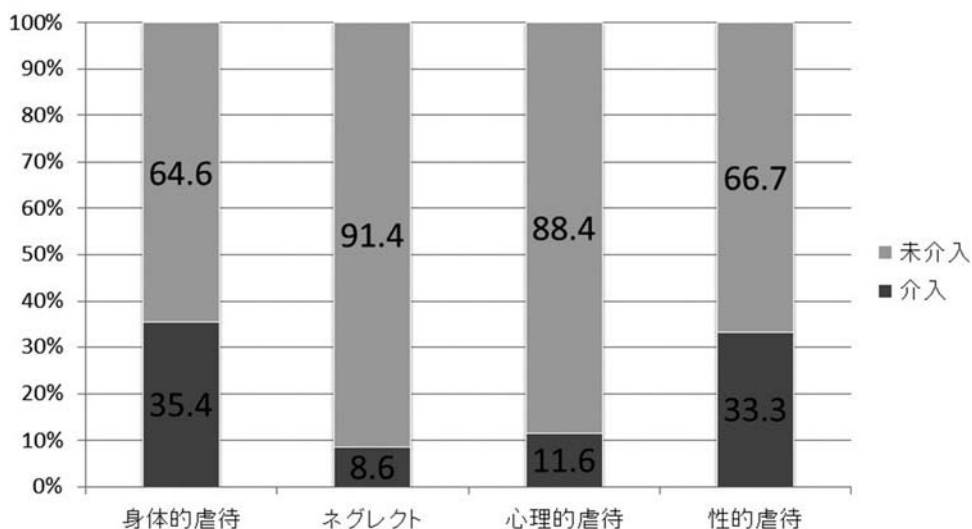


図5-3 児童相談所の相談対応状況(小学生) / 配置型

表1 スクールソーシャルワーカーの属性

項目	カテゴリー	人数	
		度数	%
総数		28	100.0
性別	男性	10	35.7
	女性	18	64.3
年齢	20歳以上～30歳未満	12	42.9
	30歳以上～40歳未満	9	32.1
	40歳以上～50歳未満	7	25.0
資格	社会福祉士	27	96.4
	精神保健福祉士	17	60.7
	介護福祉士	4	14.3
	介護支援専門員	9	32.1
	ホームヘルパー	8	28.6
	教員免許（小学校・中学校・高校）	8	28.6
	保育士免許	2	7.1
	幼稚園教諭免許	3	10.7
SSWとしての 実務経験	1年未満	5	17.9
	1年以上～2年未満	6	21.4
	2年以上～3年未満	0	0.0
	3年以上～4年未満	9	32.1
	4年以上～5年未満	8	28.6
勤務日数	週1日	8	28.6
	週2日	4	14.3
	週3日	2	7.1
	週4日	12	42.9
	週5日	2	7.1
平均活動時間 (1日あたり)	2時間以上～4時間未満	3	10.7
	4時間以上～6時間未満	5	17.9
	6時間以上～8時間未満	9	32.1
	8時間	11	39.3
活動形態	配置型	8	28.6
	派遣型	12	42.9
	拠点巡回型	8	28.6

カーの活動実態として、担当学校数においては配置型と派遣型では大きく違いがあることが明らかとなった。各活動形態の特徴から見ると当然の結果であるが、配置型でも担当する学校数が最大で8校となるスクールソーシャルワーカー

も存在した。この場合、仮に週5日の勤務が可能であるとしても、単純に1校につき1日の活動すら危ぶまれる状況にあり、これでは配置型でありながら派遣型のような活動しかできない可能性も高い。対する派遣型の結果を見て

表2 虐待事例への相談対応においてスクールソーシャルワーカーが重点的に取り組むべき支援

No	項目	配置型		派遣型		全体	
		N	%	N	%	N	%
1	アドボカシー活動（被虐待児童生徒の権利擁護・代弁）	12	75.0	9	75.0	21	75.0
2	アウトリーチ（インボランタリーな児童生徒・保護者の早期発見）	7	43.8	11	91.7	18	64.3
3	スクリーニング（被虐待児童生徒の支援介入レベルの判定）	3	18.8	1	8.3	4	14.3
4	アセスメント（被虐待児童生徒に関する情報収集・状況分析）	9	56.2	8	66.7	17	60.7
5	プランニング（個別支援計画の立案）	5	31.2	2	16.7	7	25.0
6	インターベンション（個別支援計画に基づく支援介入）	0	0.0	1	8.3	1	3.6
7	モニタリング（個別支援計画の評価・査定）	0	0.0	1	8.3	1	3.6
8	コーディネート（福祉・保健・医療等サービスの連絡・調整・仲介）	5	31.2	7	58.3	12	42.9
9	ネットワーキング（関係機関との協働体制の整備・構築）	10	62.5	8	66.7	18	64.3
10	コンサルテーション（教職員への助言・指導）	7	43.8	3	25.0	10	35.7
11	カウンセリング（被虐待児童生徒への相談面接）	2	12.5	0	0.0	2	7.1
12	研修活動（児童虐待に関連する教職員への研修）	8	50.0	2	16.7	10	35.7
13	家庭訪問（被虐待児童生徒の自宅への定期的な訪問）	2	12.5	1	8.3	3	10.7
14	啓発活動（保護者、PTA、地域住民などを対象にした講演活動等）	2	12.5	0	0.0	2	7.1
15	啓発授業（児童生徒に対して児童虐待防止に向けた授業）	0	0.0	0	0.0	0	0.0
16	ケース会議（被虐待児童生徒の個別支援計画の策定に向けた協議）	4	25.0	5	41.7	9	32.1

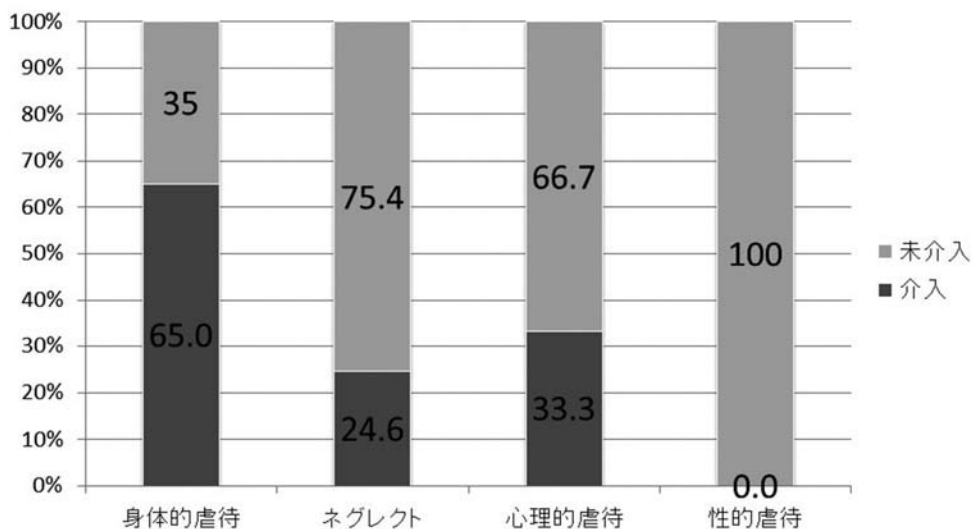


図5-4 児童相談所の相談対応状況（小学生）／派遣型

も、スクールソーシャルワーカーにより担当する学校数に大きな開きがある。しかし、これは担当するすべての学校から相談依頼が寄せられ

ているというよりも、相談対応を行う対象となる学校という意味で捉えるべきであり、派遣型の場合は学校によりその活用状況には濃淡があ

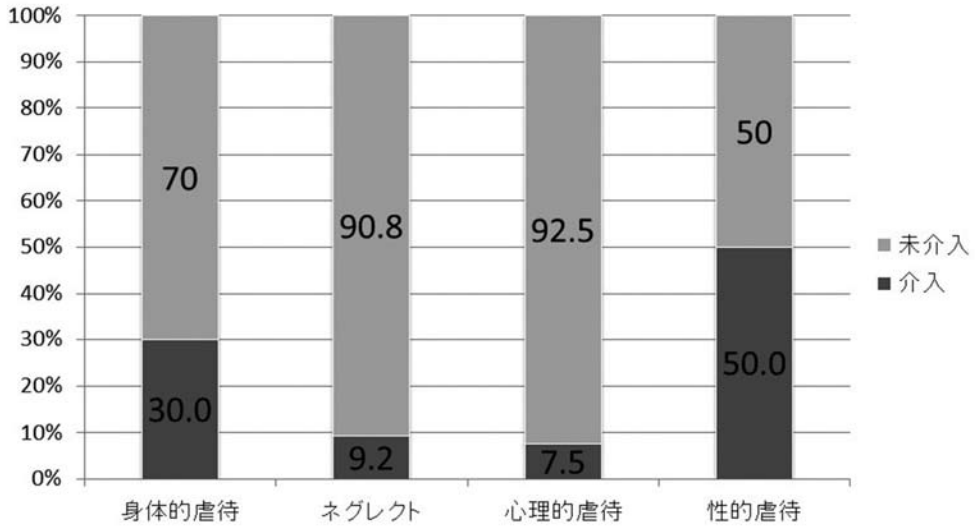


図 5 - 5 児童相談所の相談対応状況（中学生）／配置型

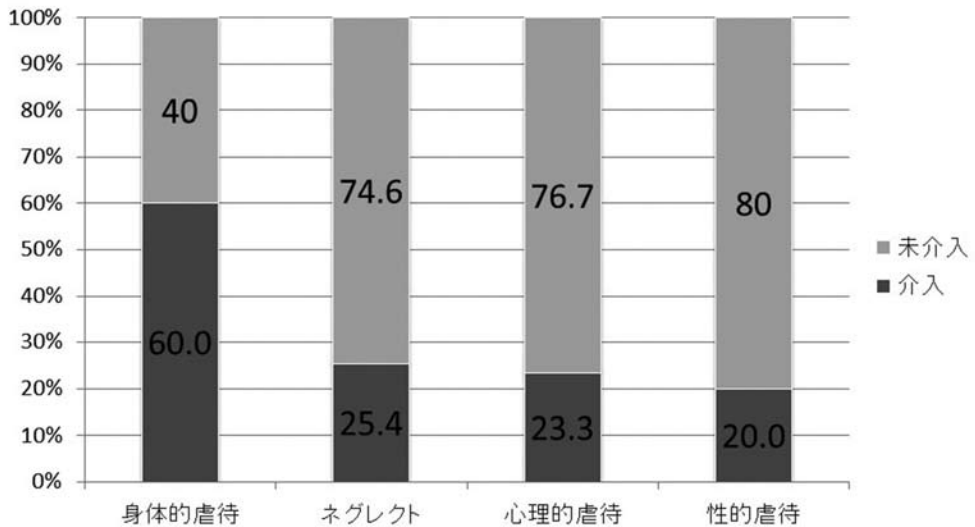


図 5 - 6 児童相談所の相談対応状況（中学生）／派遣型

ると考えられる。そのことが相談対応件数やそれらに占める虐待事例件数にも数値に表れており、配置型と派遣型の平均値は類似した傾向が確認された。これらは活動形態の違いにより顕著に異なる担当学校数以外の要因が影響してい

ることが推察できる。

その上で児童虐待の実態に目を向けると、配置型・派遣型ともに相談件数に占める虐待事例の割合は約30%であった。今回の調査では「虐待の疑い」も含まれていることから、被虐待児童

生徒の状況にも違いがあることを前提に見ていく必要がある。ただし、不登校・いじめ・非行等の学校問題の背景に本質的課題として児童虐待が潜在している可能性があることを考えると、実際的にはスクールソーシャルワーカーが相談対応する児童生徒には児童虐待のリスクを伴う事例が多く存在しており、活動形態を問わず児童生徒のリスクマネジメントを意識した支援を行っていくことが求められる。

2) 被虐待児童生徒の早期発見

相談対応件数に占める虐待事例の割合について、その平均値に違いを見ることはできなかったが、実際に相談対応へとつながる過程は活動形態により異なることが考えられる。そのため、スクールソーシャルワーカーは活動形態の特徴を十分に理解したうえで学校ソーシャルワークを実践していくことを心がけなければならない。

配置型の場合は学校を拠点に活動することが可能であるため、スクールソーシャルワーカー自身も主体的に被虐待児童生徒の早期発見に努めていくことが可能である。また、日常的に教職員とコミュニケーションを図ることができる距離で活動していることから、「気になる」段階で児童生徒の情報交換を丁寧に行い、僅かな変化を学校で把握することができるよう学校組織への働きかけに重点を置くことができる。派遣型の場合は、学校からの派遣要請により初めて現場に出向くため、配置型のようにスクールソーシャルワーカーが学校現場において直接的に早期発見を行っていくことは活動特性から見ても困難である。加えて、対象となる児童生徒が抱える問題も複雑化・多様化していることも多い。そのため、スクールソーシャルワーカーは自らの支援介入による効果を実感し難いも

の、学校（教職員）のなかで問題が明確化して依頼があることから、相談対応事例に対する全体的な効果につながりやすい（山野 2014：31）。派遣型は学校組織への働きかけが多い配置型と異なり、教育委員会などへの働きかけが多い（山野 2014：30）ことから、学校（教職員）に対する児童虐待の専門化や迅速な初期対応を行うためのシステム作りなどを通して早期発見に向けた取り組みを教育行政担当者（指導主事など）と検討していくことが求められる。活動形態により早期発見に向けた対応方法は異なるが、いずれにしても児童虐待は児童生徒の学校生活にも多分に影響を及ぼすものであり、これらの早期発見は不登校・いじめ・非行等の予防にもつながることから、学校現場における被虐待児童生徒の早期発見は極めて重要な課題である。

3) 学校でのネグレクト対応への重点化

学校において相談対応を要する虐待事例の50%以上がネグレクトである実態を明らかにしたことは、児童虐待における学校ソーシャルワーク実践の体系化に向けて一つの大きな方向性を示すものであると考える。サンプル数の違いがあるため、単純に比較することはできないものの、ネグレクトの相談対応については児童相談所が31.5%（内閣府 2013：49）、市区町村の子ども家庭相談担当部署が41.5%（安部 2011：25）となっている。学校現場では虐待事例のなかで特にネグレクト対応の充実が求められる状況にあるが、ネグレクト事例に関して警察や保健所等に相談する選択肢を学校は持ち合わせていない場合が多く、外部機関との連携よりも校内での対応を優先している実態もある（小林・椎名 2002：306）。一方で、安部（2011：80）は学齢児のネグレクト発見者の約4割が

学校（小学校・中学校）であり、不登校という学校問題とネグレクトという家庭問題に強い相関性があることを指摘している。以上のことから、スクールソーシャルワーカーは学校で発見する割合の高いネグレクト事例の対応を教職員と協働して行い、それらを校内で止めるのではなく、積極的な機関連携の仲介役として機能していくことが求められるとともに、学校問題の予防に向けた家族支援においても一定の役割を果たすことが期待されていると考える。

4) 学校と児童相談所との効果的連携

学校現場で対応する虐待事例への児童相談所の相談対応件数は、特にネグレクトや心理的虐待で低い結果が示された。ただし、これは学校現場（スクールソーシャルワーカーを含む）が捉える範囲で児童相談所が未対応であることを示した割合であり、実際には何らかの形で支援が行われている可能性がある。また、本調査では「虐待疑い」も含まれていることから、事実関係を精査していく過程において、虐待が認められない事例も出てくることが予想される。また、ネグレクト事例については継続的・総合的な支援の実施は市町村の担当となっている（安部 2013：110）ことから考えると、これらの対応は学校が市町村と中心的に協働して取り組むことが重要であり、その辺りの整理が児童相談所と効果的に連携を進めるうえでの一つの課題と捉えることもできる。高良（2008）が児童福祉司を対象に行った調査では、小学校教職員との連携困難な原因に「児童相談所の機能に関する教職員の無理解」や「虐待に関する教職員の認識の低さ」があることが明らかにしている。ただし、このことは学校（教職員）からみた児童相談所（児童福祉司）でも同様であり、教育と福祉の視点の違いを受け入れたうえでの相互

理解を深めるための研修や交流の機会の創出などを通してパートナーシップの強化が求められる。

そのうえで、児童相談所による相談対応件数の割合を活動形態別に見た場合、配置型より派遣型の方がその割合は高いことが示されている。その結果については、児童相談所（児童福祉司）が相談対応を行っているが、学校（教職員）との連携が十分に行われていないため、その仲介や連絡等の調整を求めている可能性がある。表2で派遣型のスクールソーシャルワーカーが重点的に取り組むべきと考える支援が「ネットワーキング（66.7%）」や「ケース会議（41.7%）」への回答が高かったことから、学校（教職員）の校外連携におけるニーズとスクールソーシャルワーカーの意識が数値として表れたものと考えられる。対照的に配置型の場合は、スクールソーシャルワーカーが学校を拠点に活動していることから、児童相談所が相談対応する前の虐待事例に対して関与していることも考えられる。また、スクールソーシャルワーカーが学校で勤務しているため、被虐待児童生徒の状況を適正に把握して効率的に連携を行っている可能性もある。配置型のスクールソーシャルワーカーが「研修活動（50.0%）」や「コンサルテーション（43.8%）」を重点的に取り組む支援として上位であったことから、配置型のスクールソーシャルワーカーは予防的および間接的な支援の必要性も見出して実践していることが推察できる。このように、活動形態によってスクールソーシャルワーカーの動きにも違いが出るが、児童相談所との連携においては重要な「つなぎ役」である点は共通している。

2. 児童虐待における学校ソーシャルワーク実践

1) 児童虐待とアドボカシー活動

配置型・派遣型ともに児童虐待事例への相談対応において「アドボカシー活動」を重点的に取り組むべき支援として位置付けていることが明らかとなった。これは活動形態を問わず、スクールソーシャルワーカーが被虐待児童生徒の権利擁護や代弁を重視していることを示している。スクールソーシャルワーカーは学校・家庭・地域の連携における「つなぎ役」というイメージが学校や教育委員会には強くあり、それが影響して既に生徒指導担当者を中心に関係機関と一定の連携が行われている学校では、スクールソーシャルワーカーの活用に消極的な対応を示すところも少なくない。しかし、スクールソーシャルワーカーは人権と社会正義を基本原理とするソーシャルワークを基盤に、児童生徒の人権と教育、さらに発達を保障していくことを使命としている。門田(2010)が考案した「パワー交互作用モデル」においても、その中心的手法にアドボカシー活動を据えており、権威的・権力的パワー交互作用において弱い立場にある児童生徒への支援を重視している。学校(教職員)や家族(保護者)などが児童生徒と向き合いながら関わりを持つのに対し、スクールソーシャルワーカーは「寄り添う」ことで児童生徒への支援を行っていくことに特徴がある。児童虐待防止法第一条では、虐待を人権侵害として位置付けており、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものとしている。しかし、スクールソーシャルワーカーがアドボカシー活動を重視した背景には、児童虐待が人権侵害であることへの周囲の無理解に対する警鐘としても受け取ることができる。被虐待児童

生徒への支援においてもアドボカシー活動は重要な取り組みであるが、このことについては学校や教育委員会では十分に浸透しているとは言い難い。スクールソーシャルワーカーの専門的役割として理解を周知していくためには、蓄積された事例研究の分析等も含めアドボカシー活動の重要性を外部に示していく必要がある。

2) 早期発見に向けたアウトリーチ

派遣型のスクールソーシャルワーカーが「アウトリーチ」を最も重視している結果については、実際の活動での困難性を暗示していると考えられる。派遣型は基本的には学校(教職員)が対応に苦慮している事例への相談対応が中心であるため、その大半において問題が重篤化しており、迅速な対症療法が求められることが多い。本来、スクールソーシャルワーカーは不登校・いじめ・非行等の諸問題に対しては、その背景にある本質的課題を突き止め、それらへのアプローチから状況改善を目指すところに強みがある。派遣型のスクールソーシャルワーカーが対応した虐待事例の多くは、もっと早い段階で適切な支援介入が行われていれば、対症療法とは異なる支援を選択することができた可能性も多く含まれていると考えられる。しかしながら、活動形態上の課題を容易に改善することは困難であるため、それでもアウトリーチを実践していくとするならば、学校(教職員)の動きが極めて重要になる。派遣型は学校を拠点に継続的な活動をすることが難しいため、インボランタリーな児童生徒や保護者に対する積極的な働きかけは学校(教職員)に委ねることになるが、学校(教職員)も業務多忙のため目先に起こるさまざまな問題事例への対応に逼迫しており、アウトリーチを実践するだけの人や時間を持ち合わせていない。また、児童虐待に対する

専門的な知識や技術を持ち合わせていない教職員が多いため、その対応にも必然的に限界が生じる。派遣型のスクールソーシャルワーカーがアウトリーチを重視した背景には、この活動形態において児童虐待事例に対する相談対応の困難さを暗示していると考えられる。学校（教職員）の対応の限界を考慮すると、児童虐待においてアウトリーチを進めていくためには、派遣型で可能な方策を検討するより、配置型のスクールソーシャルワーカーに移行していくことの方が現実的である。

3) 学校で行う児童虐待の予防的取り組み

「啓発活動」や「啓発授業」は配置型・派遣型ともに低い数値を示した。これは回答者であるスクールソーシャルワーカーが重点的に取り組むべき項目について優先回答を求めたことも影響していることが考えられる。しかし、学校が主体的にこれらの取り組みを行っている状況を目の当たりにする機会は極めて少ない。スクールソーシャルワーカーが単独で行うにも限界があるが、児童虐待防止法第五条3において、「学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない」と定められている。学校が行うべき虐待対応においては、虐待の発見、通告、児童生徒の安全の確認・確保、児童生徒の心のケアなどが挙げられるが、これら個別の対応に加えて学校という集団（組織）の強みを生かして、児童生徒が児童虐待の知識や自分自身を守るための方法を学べるような心理教育的プログラムも進めていく必要がある（岡本・二井・森 2009：72）。また、保護者に対しては新生児への説明会やPTA研修会などを効果的に活用して、問題が起こる前段階より地域で児童生徒を育むネットワークを構築し

ていくことが重要であり、これに地域住民などの参画を促すことで、児童虐待防止に向けた体制づくりのきっかけとなることが期待される。近年、全国の児童相談所が対応する児童虐待種別では、心理的虐待が急激な増加をしており、2013年度には2万8348件となっている（厚生労働省 2014）。ネグレクトや心理的虐待は日常生活の積み重ねにより問題が増幅していく傾向にあることから、緊急介入として児童生徒への対応を行うには限界がある。児童生徒の日中活動の場である学校における予防的な取り組みを検討していくことは極めて重要であり、これらを学校が慣例として実行されるためにスクールソーシャルワーカーも関与していくことが求められ、このことがひいては教職員の児童虐待に対する専門化にもつながると考える。

VI. おわりに

本研究は児童虐待における学校ソーシャルワーク実践を体系化していくための基礎的研究として位置付け、学校現場において相談対応を行う虐待事例の実態を主に活動形態の比較から明らかにしたうえで児童虐待防止に向けたスクールソーシャルワーカーの実践課題を検討してきた。これまでの研究においてスクールソーシャルワーカーを対象とした量的調査から学校現場における児童虐待の実態を明らかにしたものではなく、ネグレクト対応の重要性や児童相談所等の連携の在り方、さらにはスクールソーシャルワーカーが重点的に取り組むべき支援等を活動形態の比較を通して明らかにした点は一定の意義があったと考える。少子化が進むなかでの児童虐待問題の深刻化は大きな社会問題であり、改めて学校ソーシャルワークにおける児

童虐待への対応の必要性やスクールソーシャルワーカーに求められる役割についても検討することができた。しかし、スクールソーシャルワーカーの配置推進は拡大傾向にあるなか、全国的にはソーシャルワークの専門資格である社会福祉士や精神保健福祉士を持たないスクールソーシャルワーカーが全国的には半数以上を占めている現状がある。そのため、本研究では有資格者の採用率が高く、主要な活動形態による事業推進が見られるA県内で活動を行うスクールソーシャルワーカーを対象に実態調査を行ったが、サンプル数が少ないため統計的な有意差を示すには至らなかった。また、スクールソーシャルワーカーの活用においては自治体により特徴が異なるため、それらと実践課題との関連まで言及することができなかったことが限界として挙げられる。

近年、わが国における児童生徒を取り巻く学校教育環境は大きく変化している。その一つにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど多職種の配置推進が挙げられる。社会問題として国民の関心が高まりを見せる「子どもの貧困」においては、2015年度の概算要求として「子供の貧困対策に関する大綱」のなかで、学校を子どもの貧困対策のプラットホームとして位置付けて、スクールソーシャルワーカーの配置人数を1,008人（2013年度実績）から5年度に約1万人にする方針を打ち出している（内閣府 2014）。

また、文部科学省（2015）は「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会 中間まとめ）」の報告書において、スクールソーシャルワーカーの増員を謳っている。特に、改善方策としてスクールソーシャル

ワーカーの職務内容等を法令上、明確化することを検討することや、将来的に学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、義務標準法において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることの検討なども改善方策として盛り込んでいる。このように、スクールソーシャルワーカーに対する社会的要請は目まぐるしい速度で進んでいる。それと同時にわが国におけるスクールソーシャルワーカーの専門的な役割や機能を確認していくことも求められている。本研究で取り上げた児童虐待においても、専門の実績を根拠として児童虐待防止に向けた学校ソーシャルワーク実践を体系化していくため、今回の基礎的研究を基に今後も継続して研究を進めていかななくてはならない。

付記 本論文は、「平成23年度同志社大学大学院研究高度化推進特別経費」により実施した研究成果の一部をまとめたものである。

注

- 1) 2011年度は0～3歳未満が19.2%、3歳～学齢前が24.0%となっており、就学前に虐待被害を受けている児童の割合は43.2%となっている。一方、学齢期では小学生が36.2%、中学生が13.6%で合計49.8%となっている。
- 2) 玉井邦夫（2013）、戸田まり（2013）、高良麻子（2008）、金澤ますみ（2008）など多くの先行研究において、学校と児童相談所の連携上の課題が指摘されている。
- 3) 2012年度に文部科学省が行った全国調査では、社会福祉士の有資格者は40.4%であった。しかし、この回答対象は国の補助事業によりスクールソーシャルワーカーを活用している自治体に限定されているた

め、市町村が単独費用にて事業を実施する場合にはこれに含まれない。また、山野（2014）の調査結果では、社会福祉士が39.6%、精神保健福祉士が21.8%となっている。これらは複数回答による結果となっている。

- 4) 指定校配置型とは、教育委員会より指定された特定の学校に配属される活動形態。一つの学校に配置される単独校配置型や複数の学校を担当する複数校配置型などがあり、これらの内容は地域の実情や教育委員会の方針等により異なる。
- 5) 学校派遣型とは、主に教育委員会などに拠点を置き、対象校から派遣要請を受けて学校へ出向く活動形態。ケース会議におけるコンサルテーション等の間接的な支援を中心に展開する。
- 6) 中学校区拠点巡回型とは、予め指定された中学校区内の小中学校を担当する。中学校区内の一つの学校に籍を置き（拠点校）、そこから他の学校（巡回校）にも出向いて支援活動を行う。小中連携や地域に密着した活動ができる。

文献

- 安部計彦（2011）『要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究』平成22年度児童府関連サービス調査研究等事業報告書、財団法人こども未来財団。
- 安部計彦（2013）「ネグレクト事例における保護の判断基準」『西南学院大学人間科学論集』8（2）、109-133。
- 金澤ますみ（2005）「第4報告 児童虐待とスクールソーシャルワーク」『奈良女子大学文学部研究教育年報』第1号、pp.45-52。
- 金澤ますみ（2008）「教育現場における虐待予防—スクールソーシャルワーカーからのレポート」津崎哲郎・橋本和明編『児童虐待はいま—連携システムの構築に向けて』140-148。
- 金澤ますみ（2009）「児童虐待と貧困—スクールソーシャルワークの現場から」『解放教育2009年2月号』39（2）、25-31。
- 門田光司（2010）『学校ソーシャルワーク実践—国際動向とわが国での展開』ミネルヴァ書房。
- 小林朋子・椎名清和（2002）「教職員の虐待に関する知識と対応 I—虐待が疑われた子どもへの小・中学校教師の対応について—」『子ども虐待とネグレクト』4（2）、303-316。
- 高良麻子（2008）「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して」『学校ソーシャルワーク研究』（3）、2-13。
- 厚生労働省（2014）「平成25年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数等（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html>, 2015.9.30）。
- 厚生労働省（2014）「平成25年度福祉行政報告例の概況」。
- 文部科学省（2008）「スクールソーシャルワーカー活用事業」（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/08032502/003/010.htm, 2015.09.30）。
- 文部科学省（2015）「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会 中間まとめ）」（http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiefieldfile/2015/07/28/1360375_02.pdf, 2015.10.1）。
- 内閣府（2014）「資料1 子供の貧困対策に関する大綱案（概要）」（http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/k_2/pdf/s1.pdf, 2015.10.1）。
- 内閣府（2013）「平成25年版 子ども・若者白書（全体版）」49-50。
- 日本学校ソーシャルワーク学会（2011）「スクールソーシャルワーカー配置に関する前億自治体調査報告書」『学校ソーシャルワーク研究（報告書）』。
- 西野緑（2009）「配置校型スクールソーシャルワーカー

の有効性と課題—虐待的養育環境にある子どもに対するスクールソーシャルワーカーの援助プロセスを通して」『学校ソーシャルワーク研究』(4)、28-40。

野田正人 (2006) 「子ども虐待とスクールソーシャルワーク」『子どもの虐待とネグレクト』8 (2)、190-194。

野尻紀恵 (2011) 「学校現場で見えてくる貧困—ネグレクトケースへの対応からスクールソーシャルワーカーに見えてきたもの」『教育 (2011年10月号)』61 (10)、27-35。

岡本昌子・二井仁美・森実 (2009) 『教員のための子ども虐待理解と対応—学校は日々のケアと予防の力を持っている』生活書院。

玉井邦夫 (2013) 『新版 学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き—子どもと親への対応から専門機関との連携まで』明石書店19。

田辺恵美 (2011) 「スクールソーシャルワーカーの役割と他機関との連携・協働」『小児科診療』74 (10)、1481-1484。

戸田まり (2013) 「学童の虐待の現状と学校の役割」松本伊智朗編『子ども虐待と家族』明石書店、111-122。

山野則子 (2014) 『エビデンス・ベースド・スクールソーシャルワーク研究報告書—効果的なスクールソーシャルワーカー配置プログラムの開発』大阪府立大学キーパーソンプロジェクト。

山下英三郎・石井小夜子 (2006) 『子ども虐待—今、学校・地域社会は何ができるか』現代書館、26。

(2015. 10. 15 原稿受付, 2015. 11. 11 掲載決定)